

須坂市移住PR事業業務委託仕様書

1 業務の目的

SNS、Web 広告等を活用して、地方移住に関心のある首都圏在住の子育て世代(20 代後半～40 代)をターゲットに須坂市独自の魅力(やまほいく、子育て支援センター、臥竜公園、動物園、信州医療センター、イオンモール等)を効果的に情報発信・周知し、須坂市の認知度を高め、さらなる移住定住の促進を図り、人口減少を抑制するとともに、須坂市の地域課題(企業の人手不足、空き家問題等)の解決にも繋げる。

2 委託業務名

須坂市移住PR事業業務

3 本事業の主な対象者

- ア 地方移住に関心のある首都圏の 20 代後半～40 歳代の子育て世帯
- イ 住環境の改善を求める首都圏居住者

4 本事業の期間

契約締結日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

5 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとする。

(1) 広報戦略の検討・提案

- ア 本市が広報したい施策やテーマについて、事業の主な対象者に対して広報効果が最大化するよう、施策やテーマに関する分析のほか、個別にターゲット層や情勢等の分析を行い、本市に戦略を提案すること。
- イ 併せて、広告毎にインプレッション、リーチ数、クリック数(率)、シェア、いいね数、再生数、コメント数等の想定値をデータで提案すること。

(2) 各広告デザイン及びランディングページ(以下「LP」とする。)の制作

- ア 広告に使用するバナーデザイン(静止画・動画)及び各広告からのランディング先として使用する Web ページを作成、納品すること。
- イ 広告及び LP のデザイン・内容は(1)広報戦略の検討提案に基づいて提案し、デザインコンセプトを統一すること。
- ウ LP から移住定住につなげるため、移住体験ツアーへ誘導を行うこと。

ウ LP には本市が周知したい制度等を、簡潔にまとめて掲載し、各制度の須坂市ホームページへ誘導を行うこと。

(3) SNS、Web 広告等への出稿・管理・編集作業

ア 移住先としての本市の認知度を高めることを目的に、SNS 上などにおける検索連動型広告、ディスプレイ広告等に出稿すること。また、常に話題が途切れないように継続的に展開すること。

イ 広告の出稿費用も本事業費に含め、年間 4,800,000 円以上とすること。

ウ Web 解析士が在籍していること。

エ 出稿した広告に関して、運用状況を適宜確認・管理し、リーチ数やクリック率などの成果が芳しくない場合、出稿期間中であってもターゲティングの変更などを本市に提案し、変更や再出稿などを行うこと。

(4) 広告実施の結果報告・検証

ア 実施した広告毎に LP 到達数（率）、インプレッション、リーチ数、クリック数（率）、シェア、いいね数、再生数、コメント数、内容等の結果を報告すること。

イ LP から各制度の須坂市ホームページへのアクセス数等を報告すること。

ウ 報告は月毎に行なうこと。

エ 実施した広告結果の検証・分析を行い報告すること。

(5) 自由提案

ア 事業実施に際し、本市の移住定住の推進に関する取組をより効果的に波及できる提案があれば、その内容を記載すること。

イ 自由提案については、広告に限らず本事業の趣旨に合致するのであれば、アナログ等の媒体の使用、イベント実施、異なるターゲット層の設定等、方法は問わない。

ウ ただし、自由提案の実施に要する経費も、委託料の上限の範囲内とする。

(6) 会議の開催及び運営

ア 広報戦略の提案時や結果報告時等、必要に応じて会議を開催すること。

イ 会議を実施する際は、資料を作成し会議の 2 日前には本市に共有すること。

ウ 会議を開催した際は議事録を作成し、提出すること。

(7) 成果品

上述の納品物のほかに、以下の成果物を指定する期日までにおさめる事。また、

納入場所は須坂市政策推進課とする。

名称	内容	媒体	部数	納品頻度
事業実施報告書	① 事業の概要・実施方法 ② 実施内容 ③ 実施結果 ④ 分析 ⑤ 今後の課題	紙	1	事業年度末 1 回
月報告	① 各広告等の実際の掲載が分かる画像 ② 広告掲載結果（インプレッション、クリック数、いいね数等） ③ LP や関市 HP へのアクセス数の結果 ④ その他効果を定量的に計測できるもの	電子 又は紙	1	月 1 回程度

6 業務完了後の提出書類等

受託者は本業務完了後、以下の書類を提出すること。

ア 業務完了届

イ その他、須坂市が指示するもの

7 委託料

8,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

また、支払いについては業務完了一括払いとする。

8 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得なければならない。

9 権利の帰属

本事業において、受託者が作製・納品した著作物の著作権（著作権法第27 条及び第28 条の権利を含む。）は、全てこれを本市に譲渡するものとする。また、受託者は本件著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。

10 個人情報の保護

受託者は、本業務の遂行にあたり、個人情報の保護に細心の注意を払い、他に漏らし
てはならない。受託者が本業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、高
崎市個人情報保護条例等関係法規を遵守し、受託者の責任において厳重に管理すると
ともに、他の目的への転用は行わないこと。本業務の契約が終了し、または、解除さ
れた場合も同様とする。

11 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三
者に開示、漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、または、解除された場合
も同様とする。

12 その他

本仕様書に関し疑義を生じた事項又は本仕様書に定めのない事項については、本市と
協議すること。

13 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。